

■兵庫運河沿いにおける景観形成の考え方

配置・形態		建築物の配置・形態については、眺望点や対岸からの見え方、背後の山並みへの眺望に配慮する。
高さ		* 建築物の高さについては、周辺の環境及び景観と調和するよう十分配慮すること。
外壁の後退		* 運河の護岸からの外壁後退は3m以上とすること。 ただし、敷地の規模もしくは形状がこの基準によりがたい場合は緩和することができる。 * 緑化空間や歩行者空間の創出に努めること。
形態・意匠		* 壁面は分節するなど、長大な壁面をつくらないように努めること。 * 形態や素材、色彩に変化をつけるなど、運河に面し無表情な大壁面をつくらないようにするとともに、運河に調和した壁面デザインとすること。 * 建築物の意匠は、周辺の環境・景観と調和するよう十分配慮すること。
屋上部分		* 屋上部分は、建築設備や工作物等で見苦しくならないよう、隠蔽するよう努めること。 ただし、工場設備など、運河に調和し、産業景観に資する場合はこの限りではない。
材料・色彩		外壁・屋根の色彩・素材等については、運河の水面など周辺の環境及び景観との調和、眺望点や対岸からの見え方等に十分配慮する。
外壁の色彩・素材		* 外壁の色は、けばけばしくならないように努めること。 R・Y R・Y系の彩度は4以下、その他は2以下、明度は6以上とすること。ただし、自然素材等によって仕上げられる部分の色彩およびアクセントカラーはこの限りでない。 ※アクセントカラー：各立面の面積の2割未満の範囲内で使用される部分の色彩
屋根の色彩・素材		* 屋根の色は、けばけばしくならないように努め、落ち着いた低彩度のものとする。(彩度4以下)
外溝・植栽		運河の背景として対岸などからの見え方に配慮する。
塀・柵		* 運河に面して、塀・柵を設ける場合は、設置位置、高さ、形態などデザインに配慮し、必要以上に閉鎖的にならないようにすること。
植栽		* 運河に面する部分は、敷地緑化を推進するとともに、花木等による演出に努めること。

付属物		付属物を設置する場合は、その形態・材料・色彩を周囲の環境と十分調和のとれたものとし、目立たぬよう工夫する。
建築設備	<ul style="list-style-type: none"> * 建築設備は、周囲から容易に見える位置には露出させないようにすること。やむをえず露出する場合は、周囲の環境を損なわないように工夫すること。 ただし、工場設備など、運河に調和し、産業景観に資する場合はこの限りではない。 	
照明設備	<ul style="list-style-type: none"> * 夜間の安全性・快適性を確保するため、建築物および外構部分等における照明に十分配慮すること。 * 眺望点や対岸からの見え方に配慮した夜間景観の演出に努めること。 	
ベランダ等	<ul style="list-style-type: none"> * ベランダの洗濯物等が外部から見えないように工夫すること。 	
屋外広告物		屋外広告物の設置にあたっては、位置や規模、意匠、色彩等は、周辺のまちなみとの調和に配慮する。
屋外広告物	<ul style="list-style-type: none"> * 屋上広告物は自家用広告物に限り設置することができる。 * けばけばしい色彩を避け、建築物等と一体的なデザインとするよう心がけるとともに、統一感のある景観を形成するよう努めること。 * 複数の場合は集約化に努め、全体のまとまりに配慮すること。 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> * 運河に面して施設(ベンチやあずまや、案内サイン、転落防止柵等)を設置する場合は、兵庫運河と調和したデザインとするよう配慮する。 	

備考 目指すべき良好な景観形成をはかることができる工作物であると認めた場合は、この基準によらないとすることができる。